

質問への回答について

質問 1

仕様書 4-(1)-オの「領収書」は、全額回収を問わず（分割）納付都度の交付が必要でしょうか。

回答 1

納付都度の交付が必要です。

質問 2

仕様書 4-(1)-キの「支払督促」は、弊社判断での申立てでしょうか。貴庁判断での申立てでしょうか。また申立て基準などはございますでしょうか。ある場合はご教授ください。

回答 2

「支払督促」については甲乙協議のうえ実施することとしております。明確な基準はありませんが、時効完成が近いものと考えております。時効管理については埼玉県で行っておりますので、協議の上で実施をします。

質問 3

仕様書 4-2 において、分割納付の判断は弊社にて行った上で、その内容を貴庁へご報告するという認識でよろしいでしょうか。

回答 3

分割納付の判断についてはそのとおりです。報告は毎月報告の際にお願いします。

質問 4

仕様書 4-(7)-ウにおいて、延納利息は1・7月のタイミングで全債権の延滞利息を計算し、残金額に計上すればよろしいのでしょうか。

残金に利息が計上されている債務者様について入金があった場合は、元金・利息をどのように充当させればよろしいのでしょうか。

回答 4

延滞利息の計算については埼玉県で行います。

残金に利息が計上されている債務者から入金があった場合は、元利均等に充当をお願いします。難しいケースについては担当者にご相談ください。

質問 5

前期間において委託されていたのは、どちらの会社様でしょうか。

回答 5

弁護士法人ブレインハート法律事務所です。